

# 就学・修学・就職 給付・貸与制度ハンドブック

## 制度を利用されるみなさまへ

- このハンドブックでは、就学、修学又は就職する場合に利用可能な給付・貸与制度の概要を、以下のように対象別に掲載しています。  
◎小・中学生 ◎高校・大学等への進学又は在学者 ◎特別支援学級等に在籍する児童・生徒  
◎介護福祉士等を志望する者 ◎保育士を志望する者 ◎ひとり親家庭等 ◎生活保護受給世帯
- 掲載している内容は、**令和元年度**に実施予定のもので、その後、**制度変更・廃止になったり、新たな制度が創設されている場合もあります。**詳細については、**それぞれの制度の実施機関の取扱窓口やお問い合わせ先までご確認ください。**
- このハンドブックに掲載している制度の他に、国（日本政策金融公庫）、民間の教育ローンや奨学金制度など様々な制度があります。また、高校・大学・短期大学等において学内奨励金・授業料等減免制度が設けられている場合もありますので、それぞれの機関へお問い合わせください。



白石町教育委員会  
(令和元年7月改訂)

# 目 次

## 支 援 制 度

支援内容 ページ

### ◎小・中学生対象

経済的困難な小・中学生の就学援助費	給付	1
私立中学校等就学支援実証事業費補助金	給付	1

### ◎高校・大学への進学者又は在学者対象

高等学校等就学支援金	給付	2
高等学校等奨学給付金	給付	2
私立高等学校等入学金補助金	給付	2
佐賀県育英資金	無利子貸付	3
白石町育英資金	無利子貸付	3
生活福祉資金貸付金	無利子貸付	3
佐賀県高等学校定時制・通信制課程教科書等給与事業	給付	4
佐賀県高等学校定時制・通信制課程就学奨励金	無利子貸付	4
佐賀県高等学校定時制課程夜食補助金	給付	4
日本学生支援機構奨励金		
○ 第一種奨学金（無利子）	無利子貸付	5
○ 第二種奨学金（有利子）	有利子貸付	5
○ 入学時特別増額貸与奨学金（有利子）	有利子貸付	5
○ 給付奨学金	給付	6

### ◎特別支援学級等に在籍する児童・生徒対象

特別支援教育就学奨励費	給付	7
-------------	----	---

### ◎介護福祉士等を志望する者

介護福祉士等修学資金貸付金	無利子貸付	8
介護福祉士実務者研修受講資金	無利子貸付	8

### ◎保育士を志望する者

保育士就学資金貸付金	無利子貸付	9
------------	-------	---

### ◎ひとり親家庭等対象

母子父子寡婦福祉資金貸付金	無利子貸付	10
---------------	-------	----

### ◎生活保護受給世帯対象

生活保護法による教育扶助費	給付	11
生活保護法による高等学校等就学費	給付	11
生活保護法による技能修得費、就職支度費	給付	11

## ◎小・中学生対象

名 称	資 格	給付・貸与額等	給付・貸付期間等	お問い合わせ先
<p>経済的に困難な小・中学生の就学援助費</p> <p><b>給付</b></p>	<p>経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者</p> <p>※生活保護法に規定する要保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮していると町教育委員会が認めた者（審査があります）</p>	<p><b>支給額</b></p> <p>○学用品・通学用品費</p> <p>小学生 1年生 年額11,520円 他学年 年額13,770円</p> <p>中学生 1年生 年額22,510円 他学年 年額24,760円</p> <p>○新入学用品費</p> <p>小学生 年額50,600円 中学生 年額57,400円</p> <p>○給食費実費分</p> <p>○修学旅行費(限度額あり) 交通費・宿泊費・見学料の実費分</p> <p>○校外活動費(限度額あり) 交通費・見学料の実費分</p> <p>○医療費 対象となる疾病 トラコーマ、結膜炎、白せん、疥せん、膿かしん、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、むし歯、寄生虫病</p>	<p><b>【募集期間】</b></p> <p>・新小学1年生 就学前1月～4月中旬</p> <p>・在校生 2月頃まで</p> <p><b>【給付期間】</b> 経済的理由によって就学困難と認められる期間</p>	<p>在学する小・中学校</p> <p>白石町教育委員会 学校教育課 Tel (0952) 84-7128</p>
<p>私立中学校等修学支援実証事業費補助金</p> <p><b>給付</b></p>	<p>佐賀県内の私立中学校に在学する生徒</p> <p>※詳細な要件あり 詳しくは、右記へ問い合わせください。</p>	<p><b>支給額(年額) 100,000円以内</b></p> <p>※学校が代理受領し、授業料を減額。授業料等の金額が100,000円未満の場合は授業料等相当額を支給</p>	<p><b>【申請期間】</b> 在学する学校が定める期間</p>	<p>在学する私立中学校</p> <p>佐賀県総務部 法務私学課 Tel (0952) 25-7464</p>


## ◎高校・大学等への進学者又は在学者対象

名 称	資 格	給付・貸与額等	給付・貸付期間等	お問い合わせ先
<b>高等学校等就学 支援金</b>  	<b>(公立)</b> 佐賀県内の公立高等学校に在学する生徒  ※所得基準あり  <b>(私立)</b> 佐賀県内の私立高等学校(全日制・通信制)、専修学校(高等課程)及び各種学校(国家資格者養成施設指定校)に在学する生徒  ※所得基準あり	<b>支給額</b> ・全日制 月額 9,900円 ・定時制 月額 2,470円 ・通信制 1単位 100円  ※「学校が受け取り授業料に充当」 ※単位制の場合は、履修単位数に応じた支給 (支給対象単位数に上限あり)  <b>支給額(上限)</b> 保護者等の年収(市町村民税所得割額)に応じて支給  [道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算による区分] ・非課税 月額24,750円 ・85,500円未満 月額19,800円 ・257,500円未満 月額14,850円 ・507,000円未満 月額 9,900円	<b>【申請期間】</b> 入学時及び毎年 6～7月頃  <b>【支給期間】</b> 高等学校の標準的な修業年限とされている36月まで原則支給(定時制・通信制過程については原則48月まで)	<b>在学する高等学校等</b>  <b>(公立)</b> 佐賀県教育庁 教育総務課 TEL (0952)25-7223  <b>(私立)</b> 佐賀県総務部 法務私学課 TEL (0952)25-7464
<b>高等学校等奨学 給付金</b>  	7月1日時点で次の要件のすべてを満たす世帯  1. 保護者、親権者等が佐賀県内に住所を有する 2. 保護者等全員の市町村民税所得割額が非課税の世帯(生活保護受給世帯含む) 3. 生徒が高等学校等に在学している	<b>支給額(年額)</b> ・生活保護受給世帯 国公立 32,300円 私立 52,600円  ・市町村民税所得割非課税世帯 国公立 82,700円 (通信制 36,500円) 私立 98,500円 (通信制 38,100円)  ・市町村民税所得割非課税世帯 15歳以上で23歳未満の扶養されている兄・姉がいる世帯 国公立 129,700円 (通信制 36,500円) 私立 138,000円 (通信制 38,100円)	<b>【申請期間】</b> <b>(国公立)</b> 7月上旬～ 9月上旬ごろ  <b>(私立)</b> 11月～12月 ※詳しくは、右記へ確認ください	<b>(佐賀県内の県立・私立高等学校)に在学する高等学校事務室</b>  <b>(国公立)</b> 佐賀県教育庁 教育総務課 TEL (0952)25-7223  <b>(佐賀県外の私立高等学校)</b> 佐賀県総務部 法務私学課 TEL (0952)25-7464
<b>私立高等学校等 入学金補助金</b>  	道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が85,500円未満の世帯	<b>支給限度額(年額)</b> 27,000円 ※保護者負担額の1/4  <b>[対象学校]</b> 佐賀県内の私立高等学校及び私立専修学校(高等課程)	<b>【申請期間】</b> 在学する高等学校等が定める期間	<b>在学する高等学校等</b>  佐賀県総務部 法務私学課 TEL (0952)25-7464

名 称	資 格	給付・貸与額等	給付・貸付期間等	お問い合わせ先
<b>佐賀県育英資金</b> 無利子貸付	<b>高等学校等育英資金</b> 次の1～3の要件のすべてを満たす者 1. 高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、専修学校高等課程のいずれかに在学している者 2. 親権者(又は未成年後見人)が佐賀県内に居住 3. 学費の支払が困難 ※学力・所得基準あり	<b>貸与額(上限)</b> ○基礎額 月額18,000円 ○私立学校加算額 月額12,000円 ○高額通学費加算額 上限額20,000円 通学に要する交通費から5,000円を控除した額 ○入学時加算額(国公立) 上記以外の者 100,000円 (私立) 200,000円	<b>【募集期間】</b> ○予約募集(中学校3年生) 9月頃 ○在学募集 4月頃 ○随時募集 8月～2月頃 <b>【貸与期間】</b> 在学している学校の正規の修学期間が満了する月まで <b>返還免除条件</b> (高額通学費加算で貸与した額のみ対象)卒業後、5年間、佐賀県内に居住又は就業、あるいは5年間1万円以上のふるさと納税したとき	佐賀県教育庁 教育総務課 TEL (0952) 25-7398
	<b>海外留学用育英資金</b> 県内の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、専修学校高等課程のいずれかに在学又は入学が決定している者 ※県外の高等学校等に在学する者は、佐賀県内に居住する者の子弟であること	佐賀県が行う海外留学等助成事業の対象となる海外留学、又はこれに準じる海外留学 <b>貸与額(上限)</b> ・長期留学 1,000,000円以内 ・研修旅行 200,000円以内	<b>【申請期間】</b> 海外留学決定後、随時	
<b>白石町育英資金</b> 無利子貸付	経済的理由により、大学又は高等学校及び高等専門学校、専修学校の専門課程の修学が困難な者 ※居住要件・成績等基準・所得基準あり(高等学校進学については、成績基準はなし) ※高等学校卒業程度認定試験認定者も貸付対象	<b>貸与額(年額)</b> ・高等学校 180,000円 ・高等専門学校 180,000円 ・専修学校 180,000円 ・短期大学 360,000円 ・大学(大学院を含む) 360,000円	<b>【募集期間】</b> 3月～4月15日 <b>【貸与期間】</b> 在学している学校の正規の就学期間 <b>【返済期間】</b> 卒業1年後から10年以内	白石町教育委員会 学校教育課 TEL (0952) 84-7128
<b>生活福祉資金貸付金</b> 無利子貸付	佐賀県に居住する低所得者世帯 ※原則として、佐賀県育英資金、日本学生支援機構など他の奨学金制度の利用が優先	<b>貸与額(上限)</b> 教育支援資金 ○教育支援費 ・高等学校 月額35,000円 ・高等専門学校・短期大学・専修学校(専門課程) 月額60,000円 ・大学 月額65,000円 ○就学支度費 500,000円	<b>【募集期間】</b> ○予約募集 毎年11月～1月頃 ○在学募集 随時	白石町社会福祉協議会 TEL (0954) 65-8960

名 称	資 格	給付・貸与額等	給付・貸付期間等	お問い合わせ先
<b>佐賀県高等学校 定時制・通信制 課程教科書等給 与事業</b>  	高等学校等の定時制・通信制課程に在学する生徒で、一定の要件を満たす者  ※履修教科数の基準あり	高等学校の定時制・通信制課程の生徒に対する教科書等の無償給与  定時制課程・・・教科書 通信制課程・・・教科書・学習書	<b>【申請期間】</b> 在学する高等学校が定める期間	<b>在学する高等学校</b>  佐賀県教育庁 学校教育課 TEL (0952) 25-7228
<b>佐賀県高等学校 定時制・通信制 課程修学奨励金</b>  	佐賀県内に所在する高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に職業につきながら在学する者で、経済的理由により著しく就学が困難な者	<b>貸与額(月額)</b> 14,000円	<b>【申請期間】</b> 詳細はお問い合わせください  <b>【貸付期間】</b> 貸付を受けた月数を通算して4月以内	
<b>佐賀県高等学校 定時制課程夜食 補助金</b>  	公立高等学校の定時制課程に在学する者で、一定の要件を満たす者のうち補助を希望する者	夜間給食の食材費のうち、主食(米・パン・麺)と牛乳の購入に要する経費の全額	<b>【申請期間】</b> 随時  <b>【支給期間】</b> 補助申請があった日の属する月の初日から当該年度内(※災害等による場合は別途規定あり)	<b>在学する高等学校</b>  佐賀県教育庁 保健体育課 TEL (0952) 25-7234

名 称	資 格	給付・貸与額等	給付・貸付期間等	お問い合わせ先
日本学生支援機構奨学金	<b>第一種奨学金(無利子)</b> 国内の大学院・大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校(専門課程)に在学する特に優れた学生及び生徒で経済的理由により著しく修学が困難な者  ※学力・所得等基準あり  <div style="border: 1px solid red; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">無利子貸付</div>	<b>貸与額(最高月額)</b> ・大学 国立(自宅通学) 45,000円 (自宅外通学) 51,000円 私立(自宅通学) 54,000円 (自宅外通学) 64,000円 ・短期大学・専修学校(専門課程) 国立(自宅通学) 45,000円 (自宅外通学) 51,000円 私立(自宅通学) 53,000円 (自宅外通学) 60,000円 ・高等専門学校(1～3年生) 国立(自宅通学) 21,000円 (自宅外通学) 22,500円 私立(自宅通学) 32,000円 (自宅外通学) 35,000円 ・大学院 修士・博士前期課程、専門職大学院 50,000円又は88,000円 博士課程、博士後期課程 80,000円又は122,000円  ※高等専門学校の4・5年生の月額 は短期大学・専修学校(専門課程)と同じ ※大学・短期大学・専修学校(専門課程)・高等専門学校(4・5年生)は設置者・通学形態に関わらず月額30,000円(高等専門学校1～3年生は月額10,000円)を選択することも可能	※詳細については、在学している学校等へお問い合わせください。  <b>【募集期間】</b> ○予約採用 ※在学する学校の奨学金担当窓口にお問い合わせください。  <b>【貸与期間】</b> 奨学生採用月から在学する学校の終業年限の終期まで	<b>(申込みについて)</b> 在学する学校の奨学金担当窓口  <b>(制度の概要)</b> 日本学生支援機構本部 Tel (0570) 666-301 (ナビダイヤル)  ※携帯電話・アナログ回線、IP電話等が使えない場合は下記まで Tel (03) 6743-6100
	<b>第二奨学金(有利子)</b> 国内の大学院・大学・短期大学・等専門学校(4・5年生)及び専修学校(専門課程)の学生及び生徒で第一種奨学金よりゆるやかな基準によって選考された者  ※学力・所得等基準あり  <div style="border: 1px solid red; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">有利子貸付</div>	<b>貸与額(月額)</b> 20,000円～120,000円までの間で選択(1万円刻み) (大学院の場合) 50,000円・80,000円・100,000円・130,000円・150,000円から選択  ※私立大学の医・歯学課程及び薬・獣医学課程並びに法科大学院の法学を履修する課程は増額が可能な場合あり	※詳細については、在学している学校等へお問い合わせください。  <b>【貸与期間】</b> 奨学生採用月から在学する学校の終業年限の終期まで  ※家計支持者の失職、病氣、風水害等による家計急変のため、緊急に奨学金の貸与が必要な場合には、緊急採用奨学金(第一種奨学金)又は応用採用奨学金(第二種奨学金)の制度があります。	
	<b>入学時特別増額貸与奨学金(有利子)</b> 入学時期を始期として、上記いずれかの奨学金の貸与を受ける者で増額の貸与を希望し、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を利用できない者  ※所得等基準あり  <div style="border: 1px solid red; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">有利子貸付</div>	<b>貸与額(初回振込時に1回振込み)</b> 100,000円・200,000円・300,000円・400,000円・500,000円から選択		

名 称	資 格	給付・貸与額等	給付・貸付期間等	お問い合わせ先
	<p><b>給付奨学金</b>            高等学校等において優れた生徒であって、大学等への進学目的及び意思が明確であるにもかかわらず、経済的理由により進学が極めて困難な生徒</p> <p>※学力・所得等の基準を満たし、高等学校等からの推薦を受ける必要あり</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>	<p><b>給付額(月額)</b>            2020年度より給付型奨学金が拡充され、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等が対象となります。最新の情報は、文部科学省や日本学生支援機構のホームページをご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学・短期大学・高等専門学校(4・5年生)・専修学校(専門課程)              所得区分に応じて、国公立・私立、自宅通学・自宅外通学により9,800円から75,800円の月額が振り込まれます。</li> <li>・通信教育課程              所得区分に応じて、国公立・私立、自宅通学・自宅外通学により年1回下記金額が振り込まれます。              第Ⅰ区分 51,000円              第Ⅱ区分 34,000円              第Ⅲ区分 17,000円</li> <li>・文部科学省ホームページ              高等教育の修学支援新制度について  <a href="http://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm">http://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm</a></li> <li>・日本学生支援機構ホームページ  <a href="https://www.jasso.go.jp/">https://www.jasso.go.jp/</a></li> </ul>	<p><b>【募集期間】</b>            在学する高等学校等(又は出身校)の定める期間</p> <p><b>【給付期間】</b>            入学後から卒業(修業年限の終期)まで</p>	



## ◎特別支援学級等に在籍する児童・生徒対象

名 称	資 格	給付・貸与額等	給付・貸付期間等	お問い合わせ先
<p>特別支援教育 就学奨励費</p> <p><b>給付</b></p>	<p>特別支援学校に就学する児童生徒 (通級学級に就学する学校教育法施行令22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童生徒を含む)</p> <p>※所得基準あり ※要保護児童生徒への就学援助費を受給している場合は給付対象外になる場合があります</p>	<p><b>給付額(年額) ※一部限度額あり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校給食費 実費分の1/2</li> <li>○通学費 実費分又は実費分の1/2</li> <li>○職場実習交通費(中学校のみ) 実費分又は実費分の1/2</li> <li>○交流及び共同学習交通費 実費分又は実費分の1/2</li> <li>○修学旅行費 実費分の1/2</li> <li>○校外活動費 実費分の1/2</li> <li>○学用品・通学用品購入費 実費分の1/2</li> <li>○新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 実費分の1/2</li> <li>○拡大教材費 実費分の1/2</li> </ul>	<p><b>【申請期間】</b> 随時</p>	<p>在学する学校</p>
	<p>町立小・中学校の特別支援学級に就学する児童生徒(通級学級に就学する学校教育法施行令22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童生徒を含む)</p> <p>※所得基準あり ※要保護・準要保護児童生徒への就学援助費を受給している場合は給付対象外</p>	<p><b>給付額(年額) ※一部限度額あり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校給食費 実費分の1/2</li> <li>○通学費 実費分又は実費分の1/2</li> <li>○職場実習交通費(中学校のみ) 実費分又は実費分の1/2</li> <li>○交流及び共同学習交通費 実費分又は実費分の1/2</li> <li>○修学旅行費 実費分の1/2</li> <li>○校外活動費 実費分の1/2</li> <li>○学用品・通学用品購入費 実費分の1/2</li> <li>○新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 実費分の1/2</li> <li>○拡大教材費 実費分の1/2</li> </ul>	<p><b>【申請期間】</b> 随時</p>	<p>白石町教育委員会 学校教育課 TEL (0952) 84-7128</p>

## ◎介護福祉士等を志望する者

名 称	資 格	給付・貸与額等	給付・貸付期間等	お問い合わせ先
<b>介護福祉士等 修学資金貸付金</b>  <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">無利子貸付</div>	卒業後、介護福祉士・社会福祉士国家資格を取得し、佐賀県内の介護福祉施設等で、その業務に従事しようとする者で、次の要件を満たす者  1. 佐賀県内の介護福祉士等養成施設に在学する者、又は県外の養成施設等に在学する佐賀県出身者(佐賀県内に住所を有する者の子又は借入申請者本人の本籍が佐賀県にある者)  2. 借入申請時に53歳以下の者	<b>貸与額(上限)</b> ・通学を要する養成施設 月額 50,000円以内 ○入学準備金 200,000円以内 ○就職準備金 200,000円以内 ○国家試験受験対策費用 40,000円以内  ・通信制の社会福祉士養成施設 月額 20,000円以内 ○入学準備金 100,000円以内 ○就職準備金 100,000円以内  ※就職準備金は、新たに就職する場合や他業種から転職を希望する場合に貸付対象となる  ※国家試験受験対策費用は、介護福祉士のみ貸付対象となる	<b>【募集期間】</b> 4月～5月頃  <b>【貸付期間】</b> 養成施設等に在学する期間  <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px;">返還免除条件</div> 次のいずれかに該当  1. 卒業後、1年以内に資格を取得・登録し、県内で5年間継続して当該業務に従事  2. 従事期間中に、業務上の理由による死亡や業務に起因する心身の故障により業務継続ができなくなったとき	佐賀県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター Tel (0952) 28-3406
<b>介護福祉士実務者研修受講資金</b>  <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">無利子貸付</div>	次の要件を全て満たす者  1. 申請時点で実務者研修施設に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す者  2. 実務者研修施設卒業後の直近の介護福祉士国家試験を受験予定の者  3. 申請年度の3月31日までに3年以上の実務経験を有する見込みのある者  4. 他の都道府県の本資金を借入していない者	<b>貸与額(上限)</b> 200,000円以内  (授業料、実習費、教材費、学用品、国家試験受験手数料等)	<b>【募集期間】</b> 4月～(随時) ※当該年度予算に達し次第終了  <b>【募集人員】</b> 55名程度  <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px;">返還免除条件</div> 実務者研修施設を卒業(終了)した日から1年以内に資格を取得・登録し、県内で2年間継続して当該業務に従事	

## ◎保育士を志望する者

名 称	資 格	給付・貸与額等	給付・貸付期間等	お問い合わせ先
<b>保育士就学資金 貸付金</b>  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>無利子貸付</b> </div>	卒業後佐賀県内並びに国立の施設等において保育士として保育業務に従事しようとする者で、次の要件を満たす者  1. 佐賀県内の保育士養成施設に在学する者、又は県外の養成施設等に在学する佐賀県出身者（佐賀県内に住所を有する者の子又は借入申請者本人の本籍が佐賀県にある者）  2. 学業成績優秀で心身ともに健全であり、かつ家庭の経済状況等から真に本就学資金の貸付が必要と認められる者	<b>貸与額(上限)</b> 月額 50,000円以内 (総額 1,200,000円以内)  ○入学準備金 200,000円以内  ○就職準備金 200,000円以内	<b>【募集期間】</b> 4月～5月頃  <b>【貸付期間】</b> 原則として2年  ※正規の就学期間が2年を超える場合は、2年間に相当する金額の範囲内で、申請時から卒業までの正規の修学期間を貸付期間とする	佐賀県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター TEL (0952) 28-3406

## ◎ひとり親家庭等対象

名 称	資 格	給付・貸与額等	給付・貸付期間等	お問い合わせ先
<b>母子父子寡婦福祉資金貸付金</b>  ※連帯保証人をたてない場合は、一部有利子貸付  <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block; color: white; background-color: #0056b3;">無利子貸付</div>	1. 母子家庭の母 2. 父子家庭の父  ※一部資金については児童本人が貸付対象	<b>貸与額(上限)</b>  <b>○修学資金(月額)</b> ・高等学校・専修学校(高等課程) 国立(自宅通学) 27,000円 (自宅外通学) 34,500円 私立(自宅通学) 45,000円 (自宅外通学) 52,500円 ・高等専門学校(1~3年生) 国立(自宅通学) 31,500円 (自宅外通学) 33,750円 私立(自宅通学) 48,000円 (自宅外通学) 52,500円 ・短期大学・専修学校(専門課程) ・高等専門学校(4・5年生) 国立(自宅通学) 67,500円 (自宅外通学) 76,500円 私立(自宅通学) 79,500円 (自宅外通学) 90,000円 ・大学 国立(自宅通学) 67,500円 (自宅外通学) 76,500円 私立(自宅通学) 81,000円 (自宅外通学) 96,000円 ・専修学校(一般課程) 48,000円 ・大学院 修士課程 132,000円 博士課程 183,000円	<b>【受付期間】</b> 随時  ※資金の種類によっては、申請書の提出期限が決められている場合がありますので、早めにご相談ください  <b>【貸付期間】</b> 在学する学校の標準修業年限	杵藤保健福祉事務所 Tel (0954) 23-3174  白石町役場 保健福祉課 福祉係 Tel (0952) 84-7116
		<b>○就学支度資金(一時金)</b> ・小学校(所得税非課税) 63,100円 ・中学校(所得税非課税) 79,500円 ・高等学校・専修学校(高等課程) 国立(自宅通学) 150,000円 (自宅外通学) 160,000円 私立(自宅通学) 410,000円 (自宅外通学) 420,000円 ・大学・短期大学・高等専門学校 ・専修学校(専門課程) 国立(自宅通学) 370,000円 (自宅外通学) 380,000円 私立(自宅通学) 580,000円 (自宅外通学) 590,000円 ・修業施設 (自宅通学) 272,000円 (自宅外通学) 282,000円 ・大学院 国立 380,000円 私立 590,000円 ・専修学校(一般課程) 自宅通学 150,000円 自宅外通学 160,000円		
		<b>○修業資金</b> 子どもが事業開始又は就職するために知識技能を習得する場合 月額 68,000円 運転免許取得 460,000円		
		<b>○就職支度資金(一時金)</b> 一般 100,000円 通勤用自動車購入 330,000円		

## ◎生活保護受給世帯対象

名 称	資 格	給付・貸与額等	給付・貸付期間等	お問い合わせ先
生活保護法による教育扶助費 	生活保護受給世帯対象 小学校・中学校に入学又は在学する者等がいる生活保護受給世帯で要件に該当する者	<b>給付額(上限)</b> ○基準額 小学生 月額 2,600円 中学生 月額 5,000円 ○入学準備金(入学時) 小学生 63,100円以内 中学生 79,500円以内 ○教材代 } ○学校給食費 } 必要最小限度の額 ○通学費 } ○学習支援費(クラブ活動費等) 小学生 年間 15,700円以内 中学生 年間 58,700円以内	<b>【受付期間】</b> 随時	杵藤保健福祉事務所 福祉支援課 地域福祉担当 Tel (0954)23-3174  白石町役場 保健福祉課 福祉係 Tel (0952)84-7116
生活保護法による高等学校等就学費 	生活保護受給世帯対象 高等学校等に就学し卒業することが当該世帯の自立助長に効果的であると認められる者がいる生活保護受給世帯で要件に該当する者	<b>給付額(上限)</b> ○基本額 月額 5,200円 ○教材代 } 必要最小限度の額 ○授業料 } 条例に定める ○入学料 } 県立高校における額以内 ○入学審査料 30,000円以内 ○通学費 必要最小限度の額 ○入学準備金(入学時) 86,300円以内 ○学習支援費(クラブ活動費等) 年間 83,000円以内	<b>【受付期間】</b> 随時	
生活保護法による技能修得費、就職支度費 	生活保護受給世帯対象 生活保護受給世帯で生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を習得する経費を必要とする者又は就職の確定した者に対し実施機関が必要と認めた者	<b>給付額(上限)</b> ○技能修得費(技能を習うとき) 78,000円以内 ○就職支度費 31,000円以内	<b>【受付期間】</b> 随時	